

軽度認知障害（MC I）と診断された方の経過観察検査について

《これまでの決定事項》

- ・ MC I と診断された方が経過観察のための検査（概ね 6 ヶ月後）を受診した場合に、保険診療の自己負担分を助成する。
- ・ 経過観察のための検査は、診断助成制度の実施医療機関（第 1 段階及び第 2 段階）に限定しない（かかりつけ医が実施医療機関以外の場合を想定）。

《検討事項》

- ・ MC I の経過観察検査は、認知機能精密検査（第 2 段階）からの状態の変化を把握することができ、認知症となった場合は、事故救済制度の登録へ繋がられるよう、原則、第 2 段階医療機関が実施するほうがよいのではないか。

※転居等で継続受診が難しい場合も、診断助成制度を理解しており、かつ次回の認知機能精密検査（第 2 段階）との連携ができるため、原則、診断助成制度実施医療機関（第 1 段階及び第 2 段階）で実施するほうがよいのではないか。

※MC I の経過観察検査の流れ（案）は資料 9 のとおり

- ・ MC I 経過観察検査の受診を勧奨するため、診断様式 2 及び 3 に受診予定時期が記載できるように変更するでよいか。

※診断様式 2 及び 3 の変更案は資料 1 2 のとおり